

川崎市危機管理対処方針

令和5年3月

川 崎 市

第1章 総則

1 目的

この方針は、本市が取り組む危機管理対処の基本的な事項を定め、本市における総合的な危機管理体制の整備を図ることにより、本市域及びその周辺において、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減することを目的とする。

2 定義

(1) 危機

この方針における危機とは、市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある不測の事態で、次に掲げるものをいう。

ア 事件・事故等の緊急事態（事件・事故、感染症等）

イ 自然災害（地震、風水害）

ウ 都市災害（鉄道、海上、航空、原子力災害等）

エ 武力攻撃・緊急対処事態（ゲリラ、ミサイル攻撃、大規模テロ等）

オ 石油コンビナート災害（特別防災区域の災害）

なお、被害が直接的・突発的でない「財政危機」「経済危機（企業倒産、大量失業）」などは、この方針から除く。

(2) 危機管理

この方針における危機管理とは、危機から市民の生命、身体及び財産を保護するために、危機による被害及び影響を回避し、又は最小限に抑制するために適切に対処することをいう。

(3) 局区

川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部（危機管理本部を除く。）並びに会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、市民オンブズマン事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局をいう。

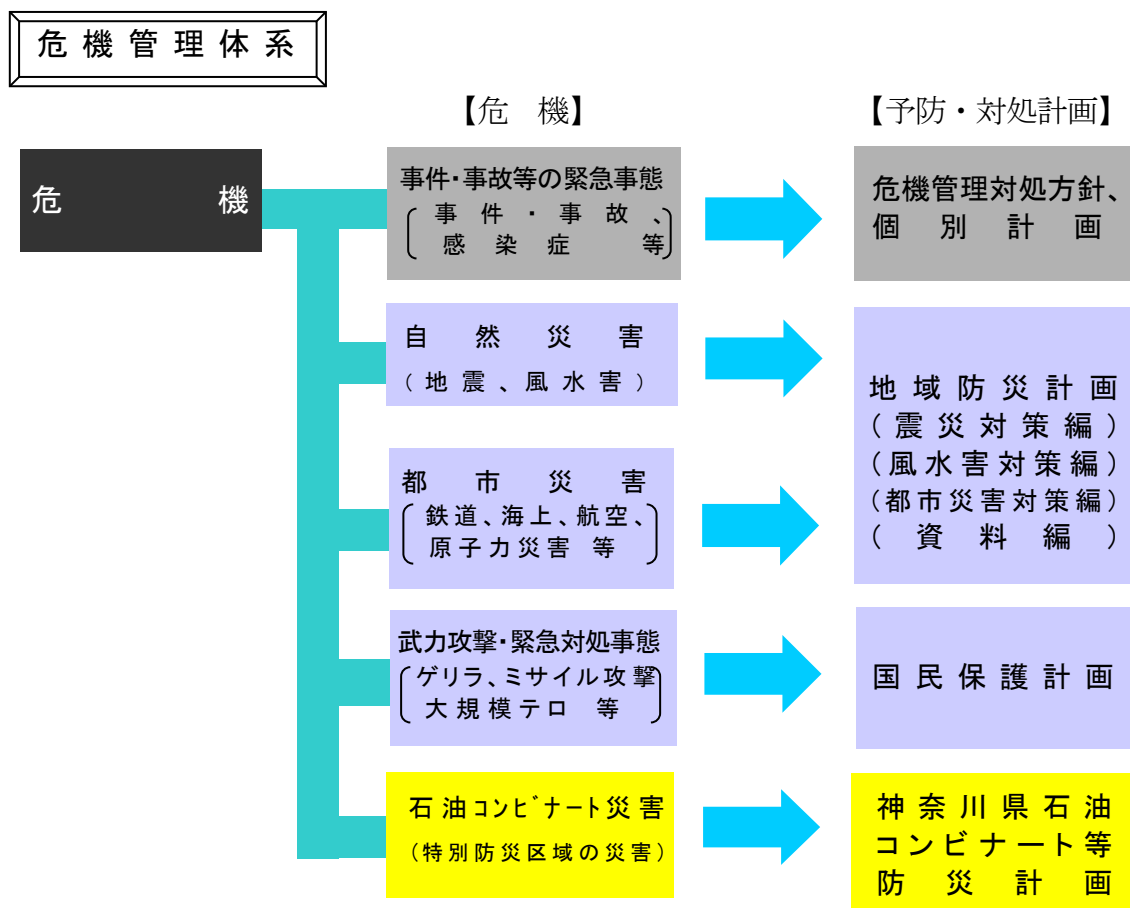
(4) 局

上記(3)から区役所を除いたものをいう。

3 対 処

この方針における「危機」及び「危機管理」は上記のとおりであるが、このうち、自然災害・都市災害については、「川崎市地域防災計画」に基づき、また、武力攻撃・大規模テロ等については、「川崎市国民保護計画」に基づいて対処する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づき対処する。



4 責 務

(1) 職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて、常に危機を想定し、その対応策を検討するとともに、訓練や研修などを通じて必要な技術や知識の習得に努める。

(2) 各局区の責務

各局区は、想定される危機に備え、「危機管理マニュアル作成の手引き」を参考として危機管理マニュアルを整備し、危機発生時は、情報収集を始めとする初動対応を迅速かつ的確に行うとともに、危機管理本部及び関係局区及び関係機関と連携し、その被害の防止・軽減に努める。

(3) 危機管理本部の責務

危機管理本部は、本市の危機対応力の向上を図るため、計画の策定、訓練の実施等を推進するとともに、危機発生時には、各局区等からの情報収集、被害状況の把握、必要な対応、関係者への報告等の対応を行うなど、関係局区及び関係機関と連携して対処するものとする。

第2章 危機管理体制

1 危機管理体制の整備

(1) 危機管理推進会議

危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、川崎市危機管理推進会議規程に基づき、庁内に「川崎市危機管理推進会議」を設置する。

なお、会議の会長は市長の指名する副市長と定められており、指名された副市長とは、川崎市副市長事務分担規則第3条第2項に基づき危機管理本部に係る事務に関することが指定事務として定められている副市長（以下「危機管理担当副市長」という。）とする。

(2) 危機管理推進委員会

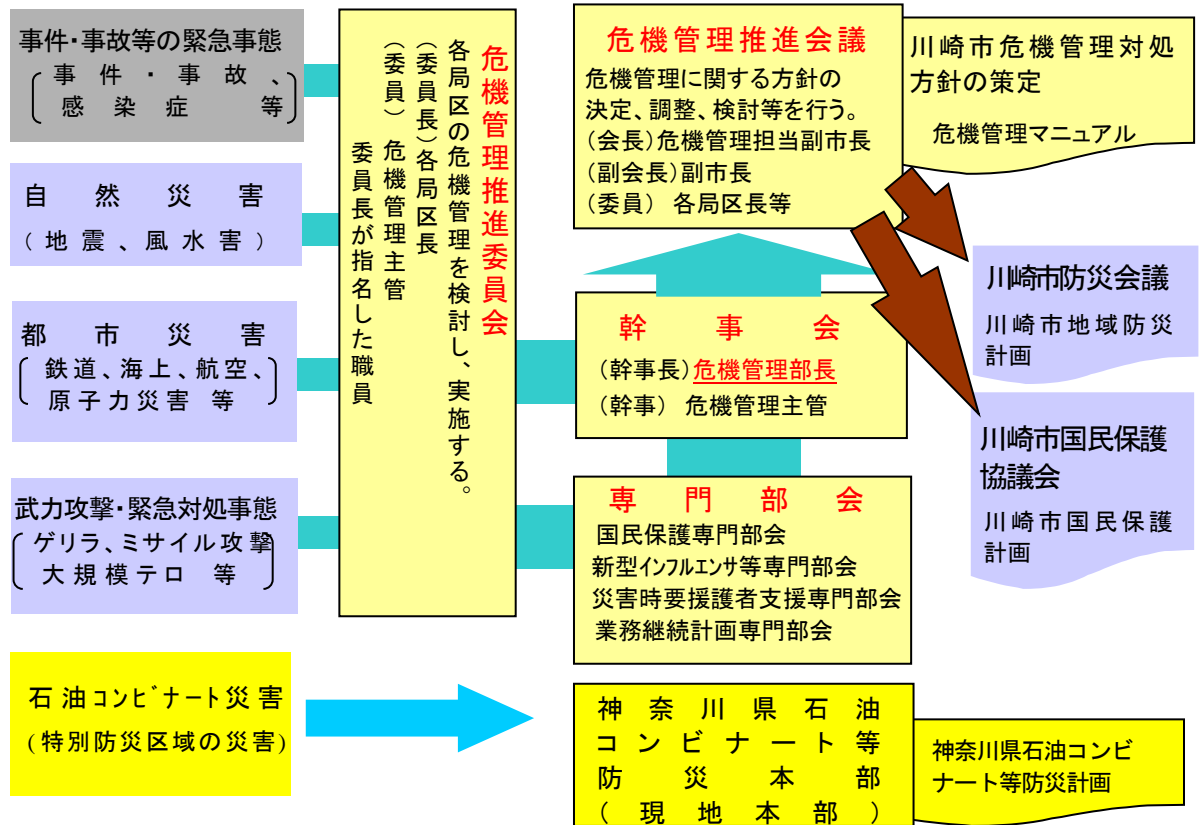
各局区は、危機管理に関する事項について検討し、危機管理施策の充実を図るため、「危機管理推進委員会」を設置する。

なお、危機管理推進委員会の委員長は各局区長とし、構成その他運営に関する必要な事項は、各局区長が別に定めるものとする。

(3) 危機管理主管

危機管理主管は、各局区の危機管理を総括する課長又は担当課長、区役所にあつては副区長をもって充てるものとする（川崎市危機管理推進会議規程第6条）。なお、危機管理主管は、平常時から危機に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、各局区における危機管理を推進するものとする。

危機管理体制



2 危機発生時の体制

危機が発生し、又は発生するおそれがある情報（以下「危機情報」という。）を入手した場合は、危機の規模・状況に応じて体制を整える。

(1) レベル1

各局区長は、被害の及ぶ範囲、市民への影響及び社会的影響が限定的で、各局区により対処が可能な場合は、通常体制を強化した警戒体制により対処する。また、各局区長が必要と認めるときは局区本部を設置することができるものとする。

それを超える場合は、所管局区長は危機管理監と協議の上、危機管理担当副市長の判断を仰ぐものとする。

(2) レベル 2

危機管理担当副市長は、被害の及ぶ範囲が相当規模で、市民への影響や社会的影響が大きく、複数の局による対処が必要な場合は、川崎市危機対策警戒本部を設置する。

それを超える場合は、市長の判断を仰ぐものとする。

(3) レベル 3

市長は、被害の及ぶ範囲が全市的で、市民への影響や社会的影響が非常に大きく、全庁的な対処が必要と判断される場合は、川崎市危機対策本部を設置する。

3 危機管理担当副市長の調整

危機管理監は、所管が不明な危機情報を入手した場合において、又は複数の局、区が関係し、主たる所管局、区が明確でない場合においては、危機管理担当副市長に報告し、危機管理担当副市長が事務分掌や過去の経過などを総合的に勘案して、所管局、区又は主たる所管局、区を決め、対処を指示するとともに、決定した方針等について速やかに市長に報告する。

なお、台風、大雨、大雪、地震等による地域防災計画に基づく警戒体制と同様に、危機管理担当副市長が中心となって、情報集約、初動対応、配備（動員）体制などの指揮命令を行い、必要に応じ市長の指示を仰ぐ。

4 危機情報の市長への報告

各局区の危機管理主管（川崎市危機管理推進会議規程第6条）は、危機情報を入手した場合は、危機管理監に速やかに報告するものとし、報告を受けた危機管理監は、危機管理担当副市長を通じて市長に報告し、必要な対応の指示を受け、関係局区の危機管理主管に指示するものとする。

第3章 事前対策

1 危機管理意識の向上

(1) 危機に対する事前対策

各局区は、危機発生時の被害や影響を軽減するため、常に組織として危機管理意識を持って、想定される危機に備えておくとともに、それに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて点検し、事前の準備を行っておくものとする。

(2) 危機管理マニュアルの管理

各局区は、想定される危機への備えとして作成する危機管理マニュアルについて、作成後は関係者に周知するとともに、常に内容の検討を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、作成・修正を行った場合は、危機管理本部に報告する。

(3) 危機管理に関する訓練・研修の実施

各局区は、関係局区と連携し、危機発生時等に職員が迅速かつ的確な行動が取れるように訓練・研修を実施する。

危機管理本部は、職員の危機管理意識向上のため、危機管理に関する研修を実施するとともに、必要に応じて訓練の支援を行う。

職員は、自らの職務や立場によって必要な危機管理の知識や技術の向上に努める。

(4) 市民啓発の実施

各局区は、危機発生時等の被害や影響を軽減するため、市民・企業に対し、具体的な危機に関する啓発を実施する。

2 情報伝達体制の整備

危機管理本部は、危機情報を入手した場合、関係局区や関係機関等が円滑かつ迅速に情報の収集・伝達が行えるよう、あらかじめ総合防災情報システムの整備を図るとともに、各局区への危機対処連絡体制（勤務時間中用、夜間・休日用、市長・副市長・局長等用）を整備する。

また、各局区は、危機発生に備え、夜間休日の場合を含めた情報伝達網を整備し、職員に周知するものとする。

3 資機材等の確保

各局区は、危機発生に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。また、物資の不足分、特殊な資機材等については、関係機関との協定等に基づき、円滑な調達が図れるよう調整するものとする。

4 危機関連情報の収集

各局区は、危機発生に備え、日頃から危機関連情報の収集に努め、迅速かつ的確な初動対応を図るほか、業務継続性の確保に向けて取り組むこととする。

第4章 応急対策

1 初動措置

危機管理本部は、危機事象発生の情報入手した場合、ただちに関係局区の危機対処連絡体制先に携帯メールで情報を送信するとともに、携帯電話で連絡する。なお、携帯メールの送信が物理的に、又は時間的に難しい場合は、携帯電話のみによる連絡とする。

各局区は、危機情報入手した場合には、情報収集体制を強化するとともに、あらかじめ定めた危機管理マニュアルに基づき対処する。

また、収集された情報については、危機管理本部及び関係局区と積極的に共有化を図る。

なお、所管が不明な危機情報入手した場合には、危機管理本部及び関係すると思われる局区と連携しながら対処するものとし、所管局、区が決定した後には、速やかに所管局、区へ引き継ぐものとする。

2 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

各局区は、危機情報入手した場合には、国や関係機関等と密接な連携を図り、正確・迅速に情報を収集する。

(2) 情報の伝達と内容

各局区が収集把握した危機情報について、危機管理本部に内容（①危機の種類 ②発生場所 ③発生時間 ④具体的状況 ⑤関係機関の動き ⑥必要な対応の判断・意見等）を様式1により報告する。

なお、警戒体制以上の体制を敷いている場合は、危機管理本部から被害状況の報告を依頼する。この依頼は、原則として神奈川県等への被害状況報告を行う際、被害が発生している場合で報道提供を行う際、又は動員体制を解除する際に行うこととする。

また、危機管理本部はファクシミリや携帯メール送信などにより、各局区の危機管理主管に危機情報を伝達する。

(3) 情報の報告

危機管理本部は収集した情報を、各局区と連携しながら市長及び危機管理担当副市長に報告するとともに、必要な指示を受けるものとする。

なお、報告の方法として、被害状況及び対応状況について、危機管理本部から携帯メール、電話又は直接により以下のとおり行うものとする。

ア 速報（概ね1時間以内）

被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に、発災直後、被害の有無やその程度等について各局・区から概括的に収集し、危機管理担当副市長及び市長へ報告する。

イ 中間・確定報告

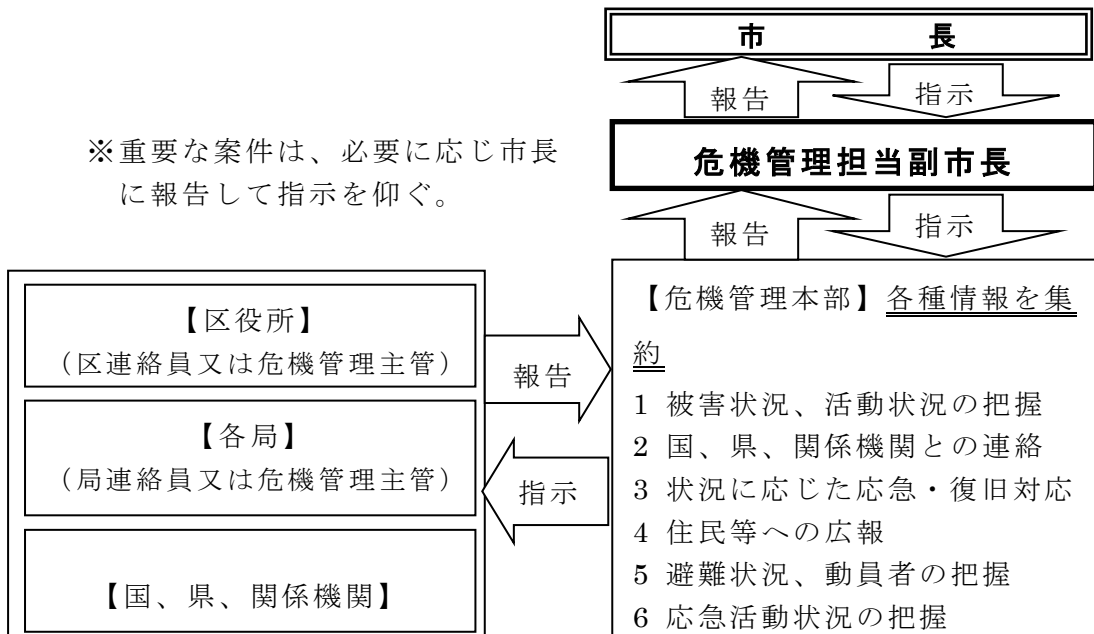
(ア) 逐次、発災直後の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項に対応状況を加え中間報告する。

(イ) 災害対応が長時間にわたる場合は、定時的な報告を行う。この場合の報告の時期については、原則として神奈川県における災害状況報告のタイミングに合わせて危機管理本部が関係局区に照会する時期とする。

(ウ) 被害の状況が全て明らかになった時点で、最終の被害状況及び対応状況の報告を行う。

ウ その他の報告

その他、災害時における応急対策活動等で必要となる情報の把握を行い、適宜報告する。



3 本部の設置及び廃止等

(1) 警戒体制及び各局区による対処（レベル1）

各局区長は、危機情報を入手した場合で、各局区により対処が可能な場合は、通常体制を強化した警戒体制により対処する。また、各局区長が必要と認めるときは局区本部を設置することができるものとする。

なお、各局区長は必要に応じ専門家等の意見を聴取し、行動内容を決定するとともに、対処等に関する事項を危機管理本部に報告する。

その体制及び実施する業務等については、あらかじめ定めた危機管理マニュアル等に基づき対処する。

(2) 川崎市危機対策警戒本部（レベル2）

危機管理担当副市長は、市民への影響の大きな危機情報を入手した場合において、川崎市危機対策本部を設置するに至らない状況下で、危機を警戒するとともに、速やかに川崎市危機対策本部に移行できる体制として、川崎市危機対策警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。警戒本部は、危機管理担当副市長を本部長、危機管理監を副本部長とし、関係局長で構成する。また、必要に応じて関係局の部長等を加え、収集した情報を分析・検討し、危機への対処方針等を決定する。

なお、川崎市危機対策本部を設置したとき、応急対策がおおむね終了したとき及び危機が発生するおそれが無くなったと認めるときは、警戒本部を廃止する。

(3) 川崎市危機対策本部（レベル3）

市長は、市民への影響が甚大な危機情報を入手した場合において、被害の及ぶ範囲が全市的で、市民への影響や社会的影響が非常に大きく、全庁的な対応が必要と判断する場合は、川崎市危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長、危機管理監、病院事業管理者及び教育長を参与とし、関係局長で構成する。また、必要に応じて関係局の部長等を加え、収集した情報を分析・検討し、危機への対処方針等を決定する。

なお、応急対策がおおむね終了したとき及び危機が発生するおそ

れが無くなったと認めるときは、対策本部を廃止する。

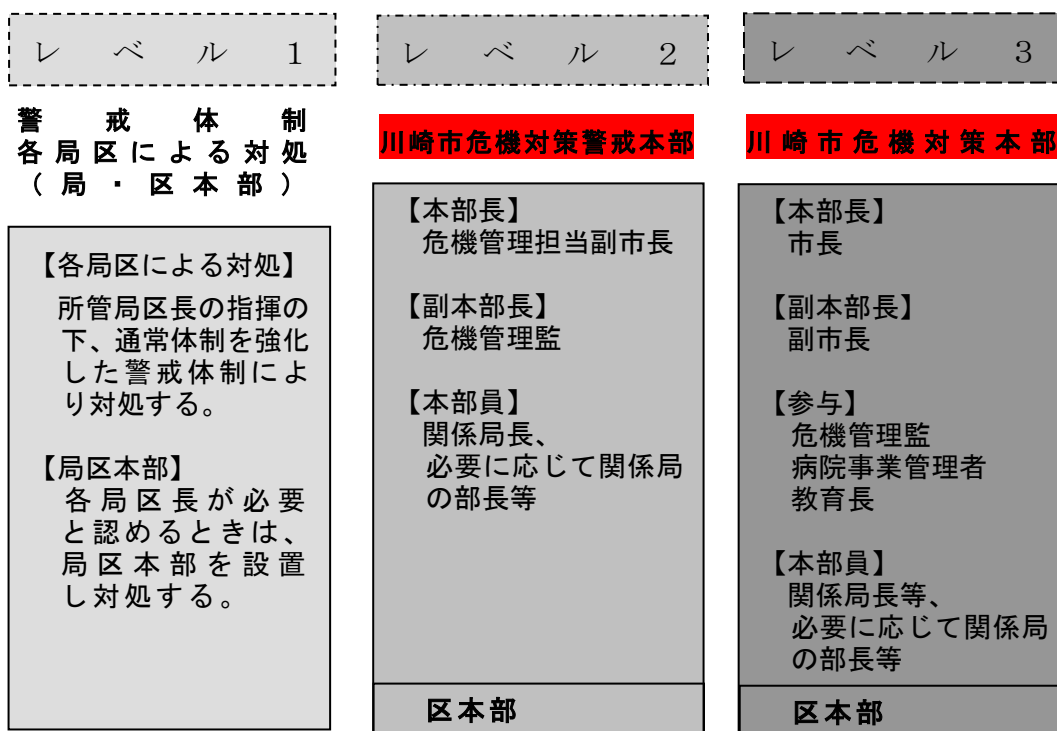
(4) レベル 2・3 における区本部

警戒本部又は対策本部の本部長は、必要と認めるときは、区本部の設置を各区長に指示する。

区本部は、区長を本部長、副区長を副本部長とし、関係部署で構成する。また、区本部長が必要と認めるときは現地調整所を設置することができるものとする。

なお、警戒本部又は対策本部が廃止されたとき、応急対策がおおむね終了したとき及び危機が発生するおそれが無くなったと認めるときは、区本部を廃止する。

危機発生時の体制イメージ



危機による影響・被害の拡大

4 動員・配備

各局区は、勤務時間外に危機情報を入手した場合は、あらかじめ定めた情報伝達網に従い、情報を危機管理本部に伝達し、危機管理本部は危機の状況に応じて、危機管理担当副市長を通じて市長の判断、指示のもと動員・配備を行うものとする。なお、市長の判断を仰ぐ暇がなく動員・配備を行った場合は、危機管理担当副市長を通じて市長に報告する。

5 応急対策の実施

(1) 各局区による応急対策（レベル1）

危機発生時の応急対策は、あらかじめ定めた危機発生時の体制及び危機管理マニュアル等に基づき実施する。

(2) 警戒本部による応急対策（レベル2）

警戒本部による応急対策は、本部における審議により本部長が決定し指示する。必要に応じて関係局の部長等を加え、収集した情報を分析・検討し、応急対策を決定する。

(3) 対策本部による応急対策（レベル3）

対策本部による応急対策は、本部における審議により本部長が決定し指示する。必要に応じて関係局の部長等を加え、収集した情報を分析・検討し、応急対策を決定する。

(4) レベル2・3における区本部による応急対策

レベル2・3の体制の下では、警戒本部又は対策本部の決定に従い応急対策を実施する。なお、区本部における応急対策の進捗状況は、随時本部に報告する。

6 広報活動

(1) 市民等への情報提供

市民等への情報提供として各局区は、危機発生時の混乱を防止し、市民の安全・安心を確保するため、おおむね次の事項を中心にあらゆる手段により、迅速かつ的確に情報提供する。

- ア 危機の発生状況
- イ 二次災害の危険性
- ウ 住民が取るべき適切な対応
- エ 応急対策の実施状況及び窓口
- オ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- カ 生活関連情報

また、必要に応じ市民から寄せられる問い合わせや要望等の対応窓口を設置する。

(2) 報道機関への情報提供

報道機関へ提供する情報については、危機管理本部及び各局区がその内容、発表時期及び方法等について、報道担当と緊密な連絡を取り合っていくものとする。

なお、報道機関への情報提供にあたっては、神奈川県への災害情報の報告の前に行うものとする。

また、報道機関や神奈川県等の関係機関への報告の前に、危機管理担当副市長を通じて市長に報告しておくとともに、関係局区に対しても情報提供をしておくものとする。

第5章 事後対策

1 復旧対策の実施

各局区は、危機発生後の市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小化するため、迅速かつ円滑な復旧対策を推進する。

2 市民生活の安定

危機の収束後は、市及び関係機関等は相互に協力して、被災者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民生活の早期回復の促進に努める。

3 検証及び評価

各局区は、発生した危機について、総合的な対応状況の検証及び評価を行い、被害の軽減や再発防止対策を推進するとともに、計画やマニュアル等に検証及び評価した結果を反映する。

危機管理本部は、災害対応状況について、各局区の横断的な検証及び評価を行うため、災害対応がある程度落ち着いた時点において、危機管理主管の担当者会議等において検討会議を行い、よりの確な災害への対応に向けて、各種マニュアルの修正等の促進を図るものとする。

